

報 道 資 料

静 岡 市

(2025 年 4 月 15 日)

◆件名	静岡庁舎3階食堂「茶木魚」にかかる賃貸借契約の未締結	
◆覚知日	2024 年 11 月 28 日（木）	
◆概要	・ 静岡庁舎新館3階には、2019 年度に設置した市職員や来庁者の皆さんが利用できる食堂「茶木魚(ちゃきつと)」があります。 ・ 茶木魚は、公募型プロポーザルを実施した上で、厨房部分を民間事業者に貸し付け(期間は5年)、食堂としての運営を行っています。 ・ 2024 年4月からの新たな貸付期間を迎えるにあたり、2024 年の2月から3月にかけて公募を行い、新たな運営事業者を選定しました。 ・ 2024 年4月から新たな事業者による運営が開始されていましたが、担当職員が契約手続きを放置し、賃貸借契約(貸付期間：2024 年4月から 29 年3月末。賃借料：5 年間で 5,460,000 円)が締結されていないことが発覚しました。 ・ 市は1年分の賃借料 1,092,000 円を四半期に分けて請求し、運営事業者に当該期末の翌月末までに納付していただくところを、契約が締結されていないことから、市から運営事業者への請求自体が行われていませんでした。 ・ 2025 年3月に 2024 年4月1日まで効力が遡る賃貸借契約を締結、2024 年分(24 年4月～25 年3月)の賃借料を請求し、その支払いを確認しました。	
◆経緯と 対応状況	2024 年 3 月 食堂の新たな運営事業者(貸し付け先)を選定 4 月 1 日 新たな運営事業者が営業を開始 5 月頃 運営事業者から市に契約締結に係る催促 11 月 28 日 管財課が監査委員による定期監査を受けた際に、組織として本件を覚知 コンプライアンス部門へ報告・相談、運営事業者と対応協議 2025 年 3 月 賃貸借契約を締結、2024 年分の賃借料が支払われた	
◆原因	・ 担当職員が、業務多忙を理由に契約締結事務を放置していました。 ・ 2021 年度の行政定期監査で、本業務の事務手続きの不備を指摘された際に「契約事務の執行管理表を作成し担当者任せにしない体制を整える」としていましたが、執行管理表が作成されておらず、組織としての業務の進捗管理ができていませんでした。	
◆今後の対応	【再発防止策】 執行管理表の作成も規定した業務マニュアルを策定し、課内で共有するなど、改めて、業務の組織的な進捗管理を徹底します。	
◆問い合わせ	管財課（静岡庁舎本館1階）朝比奈・杉本 電話 054-221-1013	

※別紙資料 無